

アングロ・サクソン期イングランドにおける王の法典の史的 성격 —P. Wormald, *The Making of English Law*を素材として—

(西洋史学研究室) 森 貴子

Kings' Law-Codes in Anglo-Saxon England as Historical Sources : Mostly on the Basis of P. Wormald, *The Making of English Law*

Takako MORI

(平成24年6月5日受理)

1. はじめに

アングロ・サクソン期のイングランドからは、王によって制定されたとされ、研究史上王の「法典」king's 'law-code' と呼ばれてきた史料が、およそ30点ほど伝来している⁽¹⁾。正確な数を把握することは難しい。というのも、王以外の主体による集会の報告など、本来は別の性格を持つ記録が含まれている可能性があるからだ⁽²⁾。しかし他方で、プロローグやエピローグから、法の文字化に対する王の意思を確認できる事例が存在することも事実である。

王による法制定の最古の試みは、7世紀初めのケント王エセルベルフトに遡る。その背景にキリスト教の影響があったことは、共通の理解となっている。すなわち、エセルベルフト王が「ローマ人たちの例にならって」(*iuxta exempla Romanorum*) 法を制定したとする、およそ一世紀後のベダの記述から、キリスト教とともに持ち込まれたローマ的な法の伝統に影響を受けた王が、その手法を真似て、法を記録化したとされているのである⁽³⁾。

ただし、起源以外の論点、ことにその作成意図や機能をめぐっては、対立を含んだ多様な見解が提出されてきた。例えばホワイトロックは、史料の伝来状況から直接的証明は難しいとしながらも、法典発布後に周知のために多くの写しが出回ったはずだとして、その記録としての活用を主張している⁽⁴⁾。また、『エセルベルフト王法典』を始めとする諸法典が現地語(英語)で書かれていることに注目して⁽⁵⁾、その実践での機能を高く評価す

る論者もいる。その代表であるS・ケインズは、9世紀末のアルフレッド王による教育プログラムの影響を高く評価し、10世紀以降の俗人による英語読解能力を背景に据える。その上で、いくつかの法典に他の王法の参照を前提した規定が見られることなどから、王の役人が、当時広く利用可能だった法典の写しを参照しながら、法実務に携わっていたと結論づけているのである⁽⁶⁾。

裁判における法典の活用というこうした主張に対して、ことに最近有力になっているのが、法制定を王権のイデオロギーとの関連で解釈する立場である。A・ウィリアムズによれば、そもそも改宗は、イングランドに読み書きの慣習を導入したのみならず、王権概念にも多大な影響を及ぼした。法典と王権との結びつきについていえば、大陸出身の聖職者たちにとっての政治的権威が、ローマ法そして聖書の伝統(モーセの律法など)に由来していたため、イングランドにおいても「戦士であると同時に立法者であり、平和と正義の保証人」としての王をアピールするために法が発布されることとなった。初期の諸法で扱われている内容が包括的でなく(例えば相続や財産に関する規定は見当たらない)、またしばしば合理的に配置されていないのは、それらが実用のためというよりも、法制定者としての王の権威の提示を第一の目的に作成されたからなのである⁽⁷⁾。そしてこの状況は、アングロ・サクソン後期になっても大きく変化することはない。最新のブリテン諸島の通史シリーズ第三巻で王権と法について論じたP・スタッフォードは、伝来する法が9世紀末から11世紀初頭に集中していること

に注目して、以下のように指摘する。すなわち、この時期のテキストの内容は多様だが（多くは窃盗や窃盗犯に関するもので、裁判手続きを規定している）、一部には王の役人への指令が含まれている。そしてこの種の指令が11世紀初頭を超えて出され続けなかったことは信じがたい。結局のところ、王国統治で重要なのは口頭での指示であり、10世紀前後に盛んに出された法は、この時期の教会改革がもたらした記録化に対する刺激と王権イデオロギーの高まりを示しているのだ。したがって、これらが王の活動に関する直接的な指標ではないことに注意する必要がある⁽⁸⁾。

ところで、近年優勢になっている以上のような見解からは、史料としての法典テキストの活用にあたって留意すべき、様々な問題点が浮び上がってくる。そもそも法制定の第一の目的が立法者としての王の姿の提示にあったとするならば、その内容が社会の「現実」を反映していると単純に理解することは許されまい。少なくとも、①法典は、他の史料から再構成される社会的諸相と如何なる関係を持っているかが問われねばならない。また具体的機能に関しては、②記録化された法が同時代人たちにどのように認識され、扱われていたかが重要となってくる。つまり、法典から歴史情報を汲み取る前提として、他類型の史料との突き合わせを含め、その史料性格をより繊細に見極める作業が必要となるのだ⁽⁹⁾。そして、まさにこの点で最も注目すべき仕事が、P・ウォーモルドによって1999年に出版された*The Making of English Law: King Alfred to the Twelfth Century, volume I: Legislation and its Limit*である⁽¹⁰⁾。ウォーモルドがその活発な研究活動によって、アングロ・サクソン期の「法」に関する今日の理解を牽引してきたことについては、異論の余地がない⁽¹¹⁾。なかでも本書は、法典のみならず叙述史料や文書など他類型の史料を考察対象とすることで、法制定と王権観念との結びつきという前述の立場を強化すると同時に、法典の歴史史料としての性格に関わる貴重な発言を含んでいる。そこで本稿では、ウォーモルドの本著作を素材として、アングロ・サクソン期の法典について若干の考察を加えてみたい。具体的には、上述した二つの課題—①法典以外の史料から明らかになる法的諸相と法典との関係、および②同時代人たちによる受容の仕方—に限定して、これらに関連するウォーモ

ルドの議論を取り上げる⁽¹²⁾。以下ではまず著作の構成に従って、他類型の史料での法典への言及（著作の第三章「法制定のインパクト」＝本稿の課題①、②と関わる）、続いて集合写本のなかでの法典の位置づけ（第四章「法制定を伝える写本」＝課題②と関わる）を扱い⁽¹³⁾、最後にこれらから得られる結論を、本稿での課題に沿って整理することにした。

II. 法典以外の史料での言及

The Making of English Law 前文によれば、本書の中心的なテーマは、アングロ・サクソン期の法典をその時代の産物として理解すること、すなわち、可能な限り同時代人たちの目を通じて検討することだという⁽¹⁴⁾。そのために採用された手法が、法典以外の史料を検討対象に含めること、また法典については徹底的に写本にこだわって、写本作成者の意図を探ると同時に、各法典の内容、テキストの組み立ておよびその生成背景を再構成することであった。今なおこの分野の史料編纂で権威であるリーバーマンの*Die Gesetze der Angelsachsen*に重大な問題があることも、ウォーモルドを写本に向かわせた一つの要因である⁽¹⁵⁾。

1. 叙述史料

法制定は同時代人たちにどのように理解されていたのだろうか。ウォーモルドによれば、アングロ・サクソン期から伝来している歴史叙述はそもそもその数が少ないが、前述したベータ以外では、アッサー『アルフレッド大王伝』、ラントフレッドLantfredによる聖スウィジンの奇跡譚、ゴスリンGoscelinの『聖エディス伝』、『アングロ・サクソン年代記』などがある。

なかでも王による活動についての最も有効な史料である『アルフレッド大王伝』は、その最終章で、裁判に積極的に介入する王の姿（上訴管轄権の行使／王の裁判官への教育）を詳細に描写している。かつては初期ゲルマン法の理解と合致しないとして評価されなかったこれらの描写を、ウォーモルドは、アッサーによる現実の叙述として重視する。なぜなら、後述する裁判記録の分析から判明するように、実際の裁判における王の役割と合致しているからである。ただしテキストは、アルフレッドによる法制定については、何も語っていない。その理由

は伝来に由来するかもしれないし（『アルフレッド大王伝』は後の写本でのみ伝来）、893年の執筆終了時点ではまだ法典が發布されていなかったからかもしれない。いずれにせよ、ここで重要なのは、アッサーが、アルフレッドを旧約聖書のソロモンをモデルとして描いていることである（これは、カロリング朝の伝記作家が王の伝記を制作する際に取った態度と等しい）。そして、ソロモンを王の模範とする考え方はアッサーだけではなく、アルフレッド王自身の認識でもある⁽¹⁶⁾。したがって『アルフレッド大王伝』からは王による裁判への深い関与が示唆されるが、それは新しい神の民の国という、アッサーとアルフレッドの王国概念にとって、裁判が中核的意味を持っていたからなのである。

その他の叙述史料には、個別の王の名に結びつけられた「法」(*lex*)への言及がある（征服直後の史料も含めて7箇所）。ただしこれらにはいずれも、現存する特定の法典との直接的関連が見られない。例えば、ラントフレッドの奇跡譚は、執筆当時の王であるエドガー（イングランド王在位959年～975年）の「法」に言及しているが、その内容はエドガー王の所謂『第一法典』から『第四法典』には見出せない。したがって、ここでの「法」は、記録化されたものの伝来しなかったのか、あるいは口頭で出されたという可能性が考えうる。さらに『聖エディス伝』（1080年頃に作成）ほかから王の「法」に関する活動を簡潔に述べた四つの記載が見出せるが、実際の法制定を指すよりも、常套句であった可能性が高い。なぜなら、それらは「善き王は（悪法を廃止し）善き法を定める」という内容で共通しており、しかもそのうちの一つは、法制定が知られていないエドワード証聖王に対して用いられているからだ。この種の王の徳についてはやはり旧約聖書がモデルとなり、大陸でも早くから登場している。最後に『アングロ・サクソン年代記』からの二例が分析されるが、これらは危機の後に秩序を回復する場面で、先王の「法」が言及されるという、共通の特徴を持つ（クヌート王が「エドガーの法に従って」(*to Eadgares lage*) デーン人と合意に達したという、1018年についての記述／エドワード証聖王がノーザンブリア人の反乱で譲歩し、「クヌートの法を復活させた」(*he niwade þær Cnutes lage*) という1065年についての記述)。年代記作者の認識や大陸の事例の検討、および法

典との比較を通じて導かれた結論は、これら先王の「法」が引用されたのは、特定の内容ではなくその政治的役割のためだったということである。すなわち先王の「法」には、家臣による政治的安全の要求を担保し、王国の連続性を保証するという、象徴的機能が期待されていた。

2. 訴訟関係の記録

歴史叙述以上に法典への言及が期待できそうなものは、訴訟関係の記録である。ところが、これらのうちで法典に言及しているものは、一つとして見当たらない。裁判関係のテキストが法典を確かに引用している同時期のヨーロッパ南部と比較すると⁽¹⁷⁾、イングランドのこの状況は、訴訟関係の記録を作成した者たちの、法典に対する態度の確かな証拠と考える。

ウォーモルドによれば、アングロ・サクソン期からは180件ほどの訴訟例が確認できる（半数以上が文書による。その他はカーチュラリ年代記*cartulary-chronicles*、叙述史料、ドゥームズデイ・ブックから抽出される）⁽¹⁸⁾。これらの本格的な検討は第二巻での課題とされているが、第一巻では一部の代表的な事例から、①判決内容と法典との関係、②裁判記録作成者による「法原理」への強い関心、③裁判での王による活動が議論されている。

まず、判決内容と法典との関係についてである。訴訟記録に法典が引用されていないことは前述した。その理由としては、判決が法典の規定とは異なる場合、あるいは訴訟内容が法典がカバーしていない類のものだった場合が考えうる。この二つのどちらにも当てはまらないのが、ウィットチャーチWhitchurchのレオフリックLeoflicのケースである。1012年のエセルレッド二世の王文書（王の「尚書部」が作成したとされる）は、レオフリックが王の遠征軍に対する反逆を理由に有罪判決を受けたことを伝えている（「遠征中の余の戦士たちに逆らったことによって…彼自身[レオフリック]とさらに財産の没収を宣告された」*...rebellando meis militibus in mea expeditione...semetipsum condempnauit simul et possessiones.*）。しかしそこには、四年前に王自身が制定した、従軍に関する反逆罪の規定（『エセルレッド第五法典』第28章：「そしてもし人が、王自身が指揮する軍隊から許可なく離れた場合には、彼の生命あるいは人命金を危険にさらすものとする」*And gif hwa*

buton leafe of fired gewænde þe se cyningc silf on sy, plihte him silfum oððe wergilde.) への言及が存在しないのだ⁽¹⁹⁾。訴訟が法典の内容に沿って進められているのに、やはり引用がないのが、990年のウィンフレッド Wynflædとレオフウィン Leofwineの係争の記録である(これは俗人同士を当事者とした文書であり、オリジナルで伝来する)。裁判が州法廷に移管された点、司教たちによる州法廷の指揮が、960年頃の『エドガー第三法典』での規定と合致しているにもかかわらず、である。他方で、900年頃にウィルトシャーの貴顕が王に宛てた書簡から判明するヘルムスタン Helmstan のケースは、法典の規定とは異なる結末を迎えた。窃盗の罪により二度告発されたヘルムスタンは、『イネ王法典』(9世紀末に記録化)に従えば⁽²⁰⁾、神明裁判により手あるいは足を切断されるはずだが、土地没収ですんでいる。

以上から分かるのは、ともかく判決と法典での規定が一致し、したがって法典への言及が期待される場面でも、記録が沈黙を守っていることである。これに対して、やはり法典の引用はないが、実際の判決がどのように出されるかという「法の原理」に強い関心を示しているように見えるのが、イーリー修道院とラムジー修道院が編纂したカーチュラリ年代記(文書や奇跡譚を利用した、特定教会の歴史叙述)である。アングロ・サクソン期のテキストを基礎としたこれらの年代記は、史料的性格からして公平性に欠ける反面、文書よりも訴訟の前後関係に詳しく、またより小規模な土地に関する事例を提供してくれる。そしてそこには「土地所有者の死後に、所有権に関する異議を申し立ててはならない」などの判決を構成する要素への関心が伺えるだけでなく、下級法廷から州法廷への移管や法廷統括者としての貴顕の存在など、裁判をめぐる詳細が書き留められている(これらは、完全に一致するわけではないにしても、あれこれの法典の内容と重なる部分が多い)。ここからはともかく、法廷の機能と関連した判決の実効性(だからこそ、判決を左右する原理への関心が高い)を想定できる。

この有効な裁判システムの背後には、王による積極的関与があった。ヘルムスタンの事例では、判決に不満を持った原告がアルフレッドへ上訴していた。また、ウィンフレッドとレオフウィンの係争では、王は州法廷へ印爾を送付して、自らの関与を顕示している。そして、レ

オフリックの反逆罪を伝えるのは、王文書であった。なかでも最も印象的なのは、ラムジー修道院のカーチュラリ年代記に見られる王の行動である。11世紀中葉に生じた土地をめぐる係争で、エドワード証聖王の好意を得た修道院長エルフウィン Ælfwine は、王の面前で、王から修道院の土地所有を認められた。さらに同じ修道院長は別の係争に関して、自らに有利な令状 writ を王から獲得している(これは裁判集会で読み上げられることを前提としていた)。前述した州法廷への印爾の送付も考慮すれば、アングロ・サクソン後期の王権が、令状や印爾などを活用しつつ裁判システムを効果的に統制していたと結論できる。

以上の検討によって、多様な性格の記録を執筆した者たちに共通する特徴として、発布された法典への関心の低さが浮び上がってきた。このことは、ウォーモルドの副題での主張＝「法制定とその限界」を支える一つの、しかし重要な根拠であると同時に、王権の影響力自体についても疑いを生じさせる。しかし他方で、同じ記録群からは、王権による裁判への積極的関与が強く印象づけられた。これらの一見矛盾する状況の意味については本稿の最後で整理するとして、同時代人たちによる法典への態度というテーマをさらに深めるために、ウォーモルドによる伝来写本の検討に目を向けたい。

III. 集合写本としての性格

法典テキストはもともと、教会作成の写本に含まれて伝来した。そこで第四章では、法典テキストが置かれたコンテクストから、写本作成者による法典の利用意図を探る試みがなされている。ウォーモルドによれば、このアプローチに対して予想される批判、すなわち、教会人の態度は、法典を慣習的に使用していた王国役人のそれとは異なるという批判は、先入観に基づくものであり適切ではない。本稿でも触れたように、裁判関係史料では、司教は州法廷の統括者として現れていた。いずれにせよ、知識の中心地であり、莫大な富の保管者であるために係争の当事者になりやすい教会の、法典に対する見方を検討することは、それ自体で十分に意義があるといえよう。

ウォーモルドが対象としたのは、主としてノルマン征服前後の20写本である。これらについて、外観、付された註釈、ともに収められているテキストの内容を検討

したうえで、写本制作者による法典の性格づけという観点から分類を行っている。この章では、現存する写本の歴史的コンテクストを解きほぐすという複雑な作業が中心を占めていて説明は容易でないが、分かりやすい例をひとつ取り上げてみよう。現在ケンブリッジ大学に収蔵されている写本 (Corpus Christi College, MS173) には、『アルフレッド王法典』および『イネ王法典』が含まれている⁽²¹⁾。これらの法典はいつ、どのような目的で筆写されたのだろうか。現存するMS173は複数の時点で並び替えられたり、折り丁が付加されたりしている。そこで、筆跡や折り丁に付された番号などを手がかりに再構成してみると、法典はもともと、『アングロ・サクソン年代記』(以下年代記)の「924年」の記載で終わる折り丁(古書体学から930年以前に執筆したと思われる)の後に位置していたことが判明する。さらに法典を記載した紙葉と年代記の紙葉の特徴が合致することから、法典は年代記に付加された時点で(他の折り丁との関連で、930年から950年代の間と推定される)、そして年代記への付加を目的に執筆されたことが想定されるという。また年代記と法典が筆写された教会が、ウェセックス王権と関係の深いウィンチェスター司教座であり、筆写時期が王権伸張にとって重要な時期と重なることも見逃せない(法典を制定したアルフレッドおよびイネもウェセックス王である)。その他の特質(法典の内容の不完全性、法典の後に続く教皇と司教のリスト)を含めて総合的に判断すると、MS173での法典は、法廷での使用を目的とするよりも、歴史的関心から筆写されたと結論できる。こうしてウォーモルドによって「事績録としての法典」(Class I: Laws and *Gesta*)に分類された写本は、MS173の他にもう一つ存在する(11世紀初頭に執筆されたとされる、大英図書館所蔵のCotton Otho B.xi.)。

同様の手続きを通じて各々の写本での法典の性格づけが検討された結果、明らかとなるのが、ことにアングロ・サクソン期に由来する写本が、歴史書、聖書、説教や贖罪規定書などのコンテクストで法典を扱っており、いずれの場合も法廷での活用を前提としているように見えないということである。法だけを集成した4写本(ウォーモルドによって「法全書」Legal Encyclopaediasに分類される)については可能性があるが、これらにはむしろノルマン征服の影響が強く感じられるという。したがっ

て、法典テキストをわれわれに伝えてくれる写本から得られる結論—法典の存在を、裁判実践での活用という観点からはポジティブに評価することはできない—は、法典以外の史料を対象とした考察での結論を補強するものとなった。

IV. おわりに

以上のウォーモルドによる考察は、本稿の課題との関連では、どのように整理することができるだろうか。法典の機能についての課題②、すなわち同時代人たちによる受容の仕方から始めたい。

多様な史料—教会人の認識が色濃く現れているものもあれば、必ずしもそうでない王文書や俗人間の文書なども対象とされていた—を渉獵した結果として明らかとなったのは、同時代人たちが、法典を実際に施行されるものとは考えていなかったことだ。写本制作者は、法典をわれわれの理解とは何か別の性格のもの—歴史や説教や聖書に近いもの—と認識していた。叙述史料には常套句として、あるいは象徴的機能ゆえに「法」一般への言及があったが、特定の法典を指す事例は見出せなかった。訴訟関係の記録での沈黙が、法典が法廷で活用されなかったことのさらなる裏付けとなる。本稿では扱わなかったが、ウォーモルドが著作の別の箇所でも再構成した法典テキストの特徴(通常は章立てされてもおらず、利用は容易でない)は、法典が実用向きでないことをいっそう強く印象づける⁽²²⁾。結局アングロ・サクソン期のイングランドは、書かれた法が機能する世界ではなかった。

それでは、法制定はいったい何のためになされたのだろうか。第一巻の結論部分での説明によれば⁽²³⁾、アッサーによるアルフレッド王の描写が示唆するように、王の民をソロモンのプログラムに導くためには、法が発布されねばならなかった。そしてこのように法典を政治的イデオロギーとして捉えることは、王権が実際の裁判で見せた積極的姿勢と矛盾しない。つまり、旧約聖書あるいはローマの影響は、書かれた法が利用される段階にまでは及ばなかったが、裁判官としての王の役割を強調し、王に現実の裁判に対する責任感を与えた。ウォーモルドが、法典を「統治しようとする精神の指標」an index of governing mentalitiesと位置づける所以である⁽²⁴⁾。

最後に、本稿での課題①、すなわち法典と「現実」との関係についてまとめておく。法典が王権イデオロギーの産物だからといって、歴史史料としての価値がないというわけではない。裁判関係の記録から明らかになったように、判決と法典の内容が一致する場面が確かにあった。また、内容がなじみ深いもの（慣習）であるからこそ、記録化された法典が、法の与え手としての王を表象するのに有効だったと考えることもできる⁽²⁵⁾。ただし、やはり裁判記録が示していたように、裁判が法典とは異なる結末を迎えることもあったし、そもそも慣習だけが「法」だったわけでもない。ウォーモルドが指摘するように、書き留められなくても「法」は革新されえた。したがって、法典以外の史料（まずは裁判関係の記録）と法典とを補完的に用いることによって始めて、アングロ・サクソン社会の「法」の実態に迫ることができると考えられる。

註

- (1) 王によって制定された法を一括して「法典」law-codeと呼ぶことについては、批判もある。P. Stafford, 'Kings, Kingship, and Kingdoms', in W. Davies ed., *From the Vikings to the Normans*, The Short Oxford History of the British Isles, Oxford, 2003, p. 29は、より早い時期の慣習を集成して承認するといった意味で「法典」と呼べるのは、アングロ・サクソン期についてはクヌートの法だけだという。ただしスタッフォード自身がアルフレッド王のそれについて判断しかねているように、「法典」とそうでないものを厳密に区分するのは困難である。したがって本稿では、この批判を念頭におきつつも、従来の用法に従って法典や法などの語を区別することなく用いることにする。また、本稿での「法制定」あるいは「立法」legislationとは、「書かれた法の作成」written law-makingを指す。P. Wormald, *The Making of English Law: King Alfred to the Twelfth Century, volume I: Legislation and its Limits*, Oxford, 1999, p. xiiiを参照。記録化されたかどうか自体が問題となる場合、あるいは記録化という観点以外から言及するときは、括弧付きの「法」と表示する。
- (2) 例えば、ウォーモルドによれば、所謂『エセル

スタン第六法典』は、カンタベリー大司教ウルフヘルムWulfhelm（在位926年頃～941年）が王の指令を遂行する際に用いた、報告書や書簡の寄せ集めであった可能性がある。P. Wormald, *The Making of English Law*（前註1）, pp. 296-299. なお、法典テキストの刊行史料としては、F. Liebermann ed. and tr.（ドイツ語）, *Die Gesetze der Angelsachsen*, 3vols., Halle, 1903-1916, repr. Aalen, 1960（ウェブ上で公開されている。http://archive.org/details/diegesetzederang01liebuoft）: F. L. Attenborough ed. and tr.（英語）, *The Laws of the Earliest English Kings*, Cambridge, 1922, repr. New York, 1963（ウェブ上で公開されている。http://archive.org/details/cu31924070153519）: A. J. Robertson ed. and tr.（英語）, *The laws of the kings of England from Edmund to Henry I*, Cambridge, 1925: 大沢一雄『アングロ・サクソン（＝古英）法典—法文の言語（古英語、一部ラテン語）の邦訳と注解—』, 朝日出版社, 2010年を参照した。

- (3) エセルベルフトによる法の記録化の背景については、L. Oliver, *The Beginnings of English Law*, Toronto, 2002, pp. 16-20が、その研究史を簡潔に整理している。ただし、エセルベルフトが模倣したのはあくまで法の「記録化」という手法についてであって、テキストの内容にローマ的影響は見出せないことに注意する必要がある。
- (4) D. Whitelock, ed., *English Historical Documents, I, c. 500-1042*, London & New York, 2nd edn, 1979に付された、法についての序文（p. 357）。
- (5) この点は、同じくローマ的・キリスト教的環境のもとで編纂されたフランク人の諸法典が、それに相応しくラテン語を用いていることを考慮にいれば、いっそう興味深く思われる。P. Wormald, *The First Code of English Law*, Canterbury, 2005を参照。
- (6) S. Keynes, 'Royal Government and the Written Word in Late Anglo-Saxon England' in R. McKitterick ed., *The Uses of Literacy in Early Mediaeval Europe*, Cambridge, 1990, pp. 226-257. 例えば、エドワード兄王、エセルスタン、そしてエドガーの法典には、「法書が命令するように」(*swa domboc*

- tæce*) といった表現が見られるが、これらが過去に出されたアルフレッド王とイネ王の法典を指すことは確実だという。
- (7) A. William, *Kingship and Government in Pre-Conquest England*, c.500-1066, Basingstoke and London, 1999, pp. 57-58. また、キリスト教と王権観念というテーマを深化させた業績としては、J. M. Wallace-Hadrill, *Early Germanic Kingship in England and on the Continent*, Oxford, 1971がある。
- (8) P. Stafford, 'Kings, Kingship, and Kingdoms' (前註1), pp. 29-31.
- (9) こうした試みからは、史料の真偽鑑定や適応範囲の確定といった、従来の史料批判を超えた成果が生み出される可能性がある。近年の西洋中世史研究における史料へのアプローチの特質とその成果については、岡崎敦「西欧中世史料論と現代歴史学」『九州歴史科学』31号(2003年), 1~20頁。
- (10) P. Wormald, *The Making of English Law: King Alfred to the Twelfth Century, volume I: Legislation and its Limits* (前註1)。第二巻の出版は、2004年のウォーモルドの死によって頓挫してしまったが、草稿がロンドンのキングズ・カレッジに保管されている(筆者未見)。S. Baxter, 'Lordship and Justice in Late Anglo-Saxon England: the Judicial Functions of Soke and Commendation Revisited' in S. Baxter et al., eds., *Early Medieval Studies in Memory of Patrick Wormald*, Farnham, 2009, p. 398, note 67を参照。
- (11) S. Foot, 'Patrick Wormald as Historian' in S. Baxter et al., eds., *Early Medieval Studies* (前註10), p. 17. また同書にはウォーモルドの著作リストが含まれている。'The Writings of Patrick Wormald', pp. 3-9.
- (12) 本稿で取り上げられるのは、ウォーモルドの著作のうち前半部分である。各々の法テキストを扱った Chapter 5 'Legislation as Legal Text', pp. 264-415 については、今回は十分に言及することができない。また本稿では主としてアングロ・サクソン期に関する議論を取り上げるが、著作タイトルから明らかなように、ウォーモルド自身の関心は12世紀にまで及んでいる。著作全体の評価については、簡潔なものだが、J. Hudson, *The English Historical Review*, 115, 2000, pp. 905-907を参照。またDo, 'The Making of English Law and the Varieties of Legal History' in S. Baxter et al., eds., *Early Medieval Studies* (前註10), pp. 421-432では、本書でのメイトランド批判に関する問題点が整理されている。
- (13) P. Wormald, *The Making of English Law* (前註1), Chapter 3 'The Impact of Legislation', pp. 111-161; Chapter 4 'The Manuscripts of Legislation', pp. 162-263.
- (14) P. Wormald, *The Making of English Law* (前註1), p. xii.
- (15) P. Wormald, *The Making of English Law* (前註1), p. 22-23. 例えばリーバーマンによる法典の章立てを、写本から裏付けることはできないという。リーバーマンによる編集の問題点については、S. Jurasinski et al., eds., *English Law Before Magna Carta*, Leiden, 2010に収められた二つの論文、J. R. Schwyter, 'L1 Interference in the Editing Process: Felix Liebermann, the *Gesetze* and the German Language', pp. 43-57およびT. Gobbitt, 'I Æthelred in Felix Liebermann's *Die Gesetze der Angelsachsen* and in the *Mise-en Page* of Cambridge, Corpus Christi College 383', pp. 119-135も参照されたい。
- (16) 『アルフレッド王法典』から明らかになる王自身の認識については、P. Wormald, *The Making of English Law* (前註1), pp. 265-285, 416-429で検討されている。法典前文で長く引用されているように、モーセの律法が与えた影響も大きい。
- (17) ヨーロッパ南部の訴訟関係記録の特徴については、P. Wormald, *The Making of English Law* (前註1), pp. 81, 88で扱われている。
- (18) ウォーモルドによってリスト化されている。P. Wormald, 'A Handlist of Anglo-Saxon Lawsuits', *Anglo-Saxon England* 17, 1988, pp. 247-81. アングロ・サクソン期の訴訟を本格的に研究対象としたのは、ウォーモルドが初めてである。P. Wormald, 'Charters, Law and the Settlement of Disputes in Anglo-Saxon England' in W. Davies and P. Fouracre

eds., *The Settlement of Disputes in Early Medieval Europe*, Cambridge, 1986, pp. 149-168, 262-265 (中村敦子訳「アングロ=サクソン期イングランドにおける証書・法・紛争解決」, 服部良久 [編訳], 『紛争のなかのヨーロッパ中世』第三章, 京都大学学術出版会, 2006年, 57～87頁) では, 本稿とは別の訴訟事例が扱われている。またこれらの業績は著者の論文集 *Legal Culture in the Early Medieval West, London*, 1999に再録されている。

(19) 王文書: J. M. Kemble ed., *Codex Diplomaticus Aevi Saxonici*, 6vol, London, 1848, no. 1307 / 『エセルレッド第五法典』第28章: F. Liebermann ed. and tr., *Die Gesetze der Angelsachsen* (前註2), volume 1, pp. 244-245; A. J. Robertson ed. and tr., *The laws of the kings of England from Edmund to Henry I* (前註2), pp. 86-87; 大沢一雄『アングロ・サクソン (=古英) 法典—法文の言語 (古英語, 一部ラテン語) の邦訳と注解—』(前註2), 395頁。

(20) イネ王(ウェセックス王在位688年～726年)の法は, アルフレッド王の法典(9世紀末に制定)への補遺として, そこに含まれた形でしか存在を確認することができない。

(21) 前註で説明したように, 『イネ王法典』は『アルフレッド王法典』に含まれる。

(22) ウォーモルドによれば, 諸写本からの再構成によりオリジナルでの章立ての存在を推測できるのは, 『アルフレッド王法典』と『エセルスタン第二法典』(Grately code) だけであり, しかもこれらの章立ては裁判実務のためのものではない。P. Wormald, *The Making of English Law* (前註1), pp. 267-269, 300, 304-305. これは大陸とは対照的である(例えば西フランク王シャルル禿頭王のピートル勅令[864年発布]は, 章立てされているのはもちろんのこと, 自身や先王たちによる他の制定法へのクロス・レファレンスを多く含んでいるという。 *Making of English Law*, p. 51)。

(23) P. Wormald, *The Making of English Law* (前註1), pp. 478-483.

(24) ウォーモルドが出した結論については, 「法」に関係する記録が果たした行政上での役割を評価する方

向での異論も出されている。たとえばJ. Hudson, *The Oxford History of the Laws of England, volume II: 871-1216*, Oxford, 2012, pp. 27-29は, イデオロギーでは説明のつかないより実践的な内容のテキストが存在すること, 法典の「流布」に関する王の明確な意思を示す事例があることを指摘している。

(25) P. Wormald, *The Making of English Law* (前註1), pp. 429, 482.

[付記] 本稿は, 文部科学省の科研費の助成を得た「中世初期イングランドにおける地域社会の形成—ミッドランドの人的ネットワーク—」(23720366)の成果の一部である。